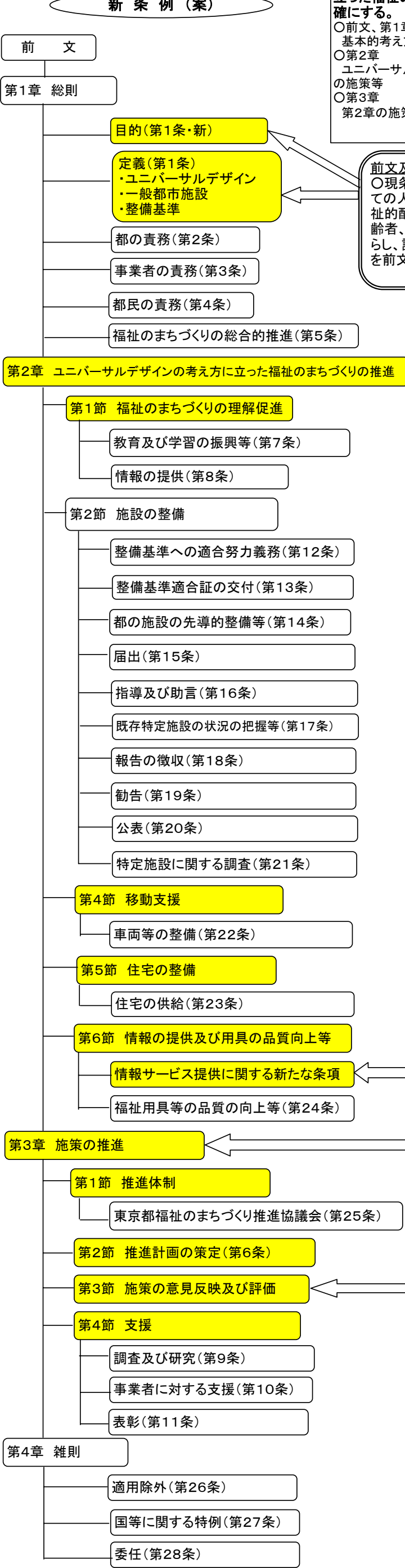
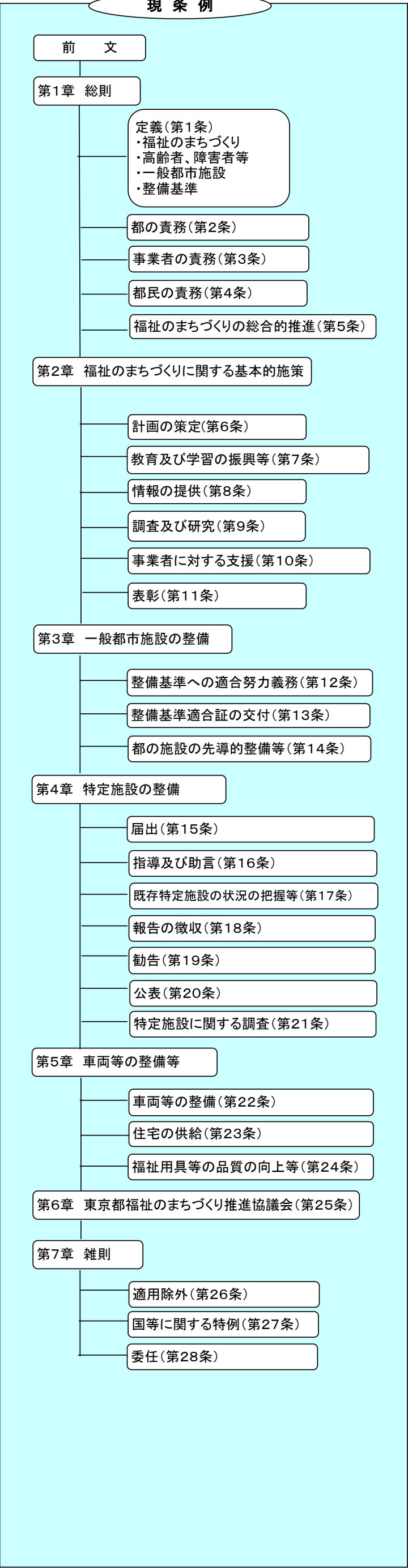




全体の構成について
構成を整理することにより、ユニバーサルデザインの考え方に
立った福祉のまちづくりを総合的、計画的に推進していくことを明
確にする。
○前文、第1章
基本的考え方と定義
○第2章
ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを進めるた
めの施策等
○第3章
第2章の施策を進めるための基盤づくり

前文及び第1条(新)について
○現条例における高齢者や障害者等への主な取組がすべ
ての人にとってやさしいまちとなるバリアフリーの概念(福
祉的配慮)から、ユニバーサルデザインの考え方により、高
齢者、障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮
らし、訪れることができるまちづくりを進める条例であること
を前文及び第1条「目的」に明記する。

第2章について
○ユニバーサルデザインの考え方に立った
福祉のまちづくりの取組を各節ごとにまとめる。

○福祉のまちづくりへの理解促進(第1節)と
施設整備等(第2節から第6節)が併せてまち
づくりを進めることを明確にするための構成と
する。

○情報のバリアフリーの課題に対応するための新
たな条項を盛り込む。

第3章について
○第2章の取組を推進するための基盤づくりにつ
いて各節ごとにまとめる。

○施策への意見反映及び評価についての条項を
新たに設ける。